

様

各務原市長

特定教育・保育施設等確認指導（集団指導）の実施について（通知）

次のとおり確認指導（集団指導）を実施しますので通知いたします。

つきましては、確認指導（集団指導）当日における関係職員の出席について、ご配慮をお願いいたします。

- 1 集団指導の対象施設等の名称
- 2 集団指導の日時
- 3 集団指導の実施場所
- 4 集団指導の内容
- 5 その他

様

各務原市長

特定教育・保育施設等確認指導（実地指導）の実施について（通知）

子ども・子育て支援法第14条第1項の規定により、次のとおり確認指導（実地指導）を実施しますので通知いたします。

確認指導（実地指導）に際しては、事前にご提出いただく必要がある書類及び当日ご準備いただく必要がある書類がありますので、ご協力をお願いいたします。

また、当日における関係職員の出席について、ご配慮をお願いいたします。

- 1 実施指導の対象施設等の名称
- 2 実地指導の日時
- 3 実地指導の実施場所
- 4 実地指導を担当する職員の氏名
- 5 事前にご提出いただく必要がある書類及びその提出期限
- 6 当日ご準備いただく必要がある書類
- 7 その他

様

各務原市長

特定教育・保育施設等確認指導（実地指導）の結果について（通知）

子ども・子育て支援法第14条第1項の規定により実施した確認指導（実地指導）の結果、別紙のとおり改善を要する事項が認められましたので、速やかに必要な措置を講じ、以下の報告期限までに改善状況を市に報告してください。

1 施設等の名称

2 実地指導の実施日時

3 改善状況の報告期限

4 報告の方法

「特定教育・保育施設等確認指導（実地指導）文書指摘事項に関する報告について（提出）（様式第4号）」に改善した内容を記載し、以下の提出先へ提出してください。

5 提出先

6 その他

様式第3号別紙

改善を要する事項（特定教育・保育施設等確認指導（実地指導））

- 1 施設等の名称
- 2 実地指導の実施日時
- 3 改善を要する事項

改善を要する事項（文書指摘事項）	根拠規定

（宛先）各務原市長

所在地
名称
代表者職氏名

特定教育・保育施設等確認指導（実地指導）
文書指摘事項に関する報告について（提出）

年 月 日付で通知のありました改善を要する事項（文書指摘事項）については、次のとおり改善しましたので、関係書類等を添えて提出します。

1 実地指導について

施設等の名称	
実施日時	年 月 日

2 文書指摘事項に対する改善状況について

改善を要する事項（文書指摘事項）	改善した内容

様式第5号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

各務原市長

特定教育・保育施設等確認指導（実地指導）の結果について（通知）

子ども・子育て支援法第14条第1項の規定により実施した確認指導（実地指導）の結果、改善状況の報告が必要となる事項はありませんでしたので、次のとおり通知します。

- 1 施設等の名称
- 2 実地指導の実施日時

様

各務原市長

特定教育・保育施設等確認監査の実施について（通知）

子ども・子育て支援法（第38条第1項・第50条第1項）の規定により、次のとおり確認監査を実施しますので通知いたします。

確認監査に際しては、事前にご提出いただく必要がある書類及び当日ご準備いただく必要がある書類がありますので、ご協力をお願いいたします。

また、当日における関係職員の出席について、ご配慮をお願いいたします。

- 1 確認監査の対象施設等の名称
- 2 確認監査の日時
- 3 確認監査の実施場所
- 4 確認監査を担当する職員の氏名
- 5 事前にご提出いただく必要がある書類及びその提出期限
- 6 当日ご準備いただく必要がある書類
- 7 その他

様

各務原市長

特定教育・保育施設等確認監査の結果について（通知）

子ども・子育て支援法（第38条第1項・第50条第1項）の規定により実施した確認監査の結果、別紙のとおり改善を要する事項が認められましたので、速やかに必要な措置を講じ、以下の報告期限までに改善状況を市に報告してください。

1 施設等の名称

2 確認監査の実施日時

3 改善状況の報告期限

4 報告の方法

「特定教育・保育施設等確認監査文書指摘事項に関する報告について（提出）（様式第8号）」に改善した内容を記載し、以下の提出先へ提出してください。

5 提出先

6 その他

様式第7号別紙

改善を要する事項（特定教育・保育施設等確認監査）

- 1 施設等の名称
- 2 確認監査の実施日時
- 3 改善を要する事項

改善を要する事項（文書指摘事項）	根拠規定

（宛先）各務原市長

所在地
名称
代表者職氏名

特定教育・保育施設等確認監査
文書指摘事項に関する報告について（提出）

年 月 日付で通知のありました改善を要する事項（文書指摘事項）については、次のとおり改善しましたので、関係書類等を添えて提出します。

1 確認監査について

施設等の名称	
実施日時	年 月 日

2 文書指摘事項に対する改善状況について

改善を要する事項（文書指摘事項）	改善した内容

様式第9号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

各務原市長

特定教育・保育施設等確認監査の結果について（通知）

子ども・子育て支援法（第38条第1項・第50条第1項）の規定により実施した確認監査の結果、改善状況の報告が必要となる事項はありませんでしたので、次のとおり通知します。

- 1 施設等の名称
- 2 確認監査の実施日時

様

各務原市長

特定教育・保育施設等確認監査に係る改善勧告について（通知）

子ども・子育て支援法（第38条第1項・第50条第1項）の規定により実施した確認監査の結果、同法（第39条第1項第 号・第51条第1項第 号）に該当すると認められたため、これらの規定に基づき、別紙のとおり必要な措置をとるべきことを勧告します。

1 施設等の名称

2 確認監査の実施日時

3 改善状況の報告期限

4 報告の方法

「特定教育・保育施設等確認監査に係る改善勧告に関する報告について（提出）（様式第11号）」に改善した内容を記載し、以下の提出先へ提出してください。

なお、この改善命令に従わないまま上記の報告期限を経過した場合は、子ども・子育て支援法第39条若しくは第40条又は第51条若しくは第52条の規定により、その旨の公表、改善命令又は確認の取消し若しくは効力の停止を行う場合があります。

5 提出先

改善勧告に係る事項（特定教育・保育施設等確認監査）

1 施設等の名称

2 確認監査の実施日時

3 改善を要する事項（改善勧告事項）

改善を要する事項 （改善勧告事項）	
とるべき措置	
措置を講ずる期限	
根拠法令	
改善勧告の理由	

改善を要する事項 （改善勧告事項）	
とるべき措置	
措置を講ずる期限	
根拠法令	
改善勧告の理由	

改善を要する事項 （改善勧告事項）	
とるべき措置	
措置を講ずる期限	
根拠法令	
改善勧告の理由	

（宛先）各務原市長

所在地
名称
代表者職氏名

特定教育・保育施設等確認監査に係る
改善勧告に関する報告について（提出）

年 月 日付で通知のありました改善勧告に係る事項については、次の
とおり改善しましたので、関係書類等を添えて提出します。

1 確認監査について

施設等の名称	
実施日時	年 月 日

2 改善勧告事項に対する改善状況について

改善を要する事項（改善勧告事項）	改善した内容

様

各務原市長

特定教育・保育施設等確認監査に係る改善命令について（通知）

年 月 日付け 第 号において改善勧告とした指摘事項について、改善勧告に係る措置が講じられていませんので、子ども・子育て支援法（第39条第4項・第51条第3項）の規定により、別紙のとおり必要な措置を講ずるよう命じます。

1 施設等の名称

2 確認監査の実施日時

3 改善状況の報告期限

4 報告の方法

「特定教育・保育施設等確認監査に係る改善命令に関する報告について（提出）（様式第13号）」に改善した内容を記載し、以下の提出先へ提出してください。

5 提出先

（教示）

- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、各務原市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、各務原市を被告として（訴訟において各務原市を代表する者は、各務原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 1 2 号別紙

改善命令に係る事項（特定教育・保育施設等確認監査）

1 施設等の名称

2 確認監査の実施日時

3 改善を要する事項（改善命令事項）

改善を要する事項 （改善命令事項）	
とるべき措置	
措置を講ずる期限	
根 拠 法 令	
改善命令の理由	

改善を要する事項 （改善命令事項）	
とるべき措置	
措置を講ずる期限	
根 拠 法 令	
改善命令の理由	

改善を要する事項 （改善命令事項）	
とるべき措置	
措置を講ずる期限	
根 拠 法 令	
改善命令の理由	

（宛先）各務原市長

所在地
名称
代表者職氏名

特定教育・保育施設等確認監査に係る
改善命令に関する報告について（提出）

年 月 日付で通知のありました改善命令に係る事項については、次の
とおり改善しましたので、関係書類等を添えて提出します。

1 確認監査について

施設等の名称	
実施日時	年 月 日

2 改善命令事項に対する改善状況について

改善を要する事項（改善命令事項）	改善した内容